I.　重要な会計方針

1.　有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

①　有形固定資産･････････････････････････････取得原価

ただし，開始時の評価基準及び評価方法については，次のとおりです。

ア．昭和 59 年度以前に取得したもの･････････再調達原価

ただし，道路，河川，及び水路の敷地は備忘価格１円としています。

イ．昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの･････････････取得原価

取得原価が不明なもの･･････････････････再調達原価

ただし，取得原価が不明な道路，河川，及び水路の敷地は備忘価格１円としています。

②　無形固定資産･････････････････････････････取得原価

ただし，開始時の評価基準及び評価方法については，次のとおりです。

取得原価が判明しているもの･････････････････取得原価

取得原価が不明なもの･･････････････････････再調達原価

2.　有形固定資産等の減価償却の方法

①　有形固定資産（リース資産を除きます。）･････････定額法

②　無形固定資産（リース資産を除きます。）･････････定額法

③　所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が１年以内のリース取引及びリース契約１件あたりのリース料総額が３００万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

･････････････････自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

3.　引当金の計上基準及び算定方法

①　退職手当引当金

本年度末に特別職を含む全職員（本年度末退職者を除く）が普通退職した場合の退職手当要支給額を計上しております。

②　賞与等引当金

翌年度６月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

4.　リース取引の処理方法

①　ファイナンス・リース取引

ア．所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が１年以内のリース取引及びリース総額が３００万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っています。

イ．ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っています。

5. 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（3ヶ月以内の短期投資等）を資金の範囲としています。

このうち現金同等物は，短期投資の他，出納整理期間中の取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

6. その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

税込方式によっております。

② 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が 50 万円（美術品は 300 万円）以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取り扱いに準じています。

③ 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が 60 万円未満であるとき、又は固定資産の取得価額等のおおむね 10%未満相当額以下であるときに修繕費として処理しています。

II. 重要な会計方針の変更等

該当なし

III. 重要な後発事象

該当なし

IV. 重要な偶発債務

該当なし

V. 追加情報

1. 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

（1） 一般会計等財務書類の対象範囲

一般会計

ただし、退職手当事業を除きます。

（2） 出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

（3） 財務書類の表示金額単位

千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

（4） 繰越事業に係る将来の支出予定額

該当なし

2. 貸借対照表に係る事項

（1） 売却可能資産の範囲及び内訳

該当なし

（2） 基金借入金（繰替運用）

該当なし

3. 行政コスト計算書に係る事項

該当なし

4. 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金などを加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

5.　資金収支計算書に係る事項

（1）　基礎的財政収支

▲56,634　千円

（2）　既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	19,218,172 千円	19,195,120 千円
会計の範囲の相違に伴う差額	▲18,812,190 千円	▲18,811,450 千円
繰越金に伴う差額	▲21,446 千円	－千円
資金収支計算書	384,536 千円	383,670 千円

地方自治法第 233 条第 1 項の規定に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「退職手当事業を除く一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は一部の事業（退職手当事業）の分だけ相違します。

また、繰越金については、歳入歳出決算書では収入として計上しますが、公会計では計上しないため、その分だけ相違します。

（3）　資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書の業務活動収支	▲38,684	千円
減価償却費	▲125,229	千円
退職手当引当金の増減額	9,845	千円
賞与引当金の増減額	135	千円
その他の資産・負債の増減額	－	千円
純資産変動計算書の本年度差額	▲153,933	千円

（4）　重要な非資金取引

該当なし